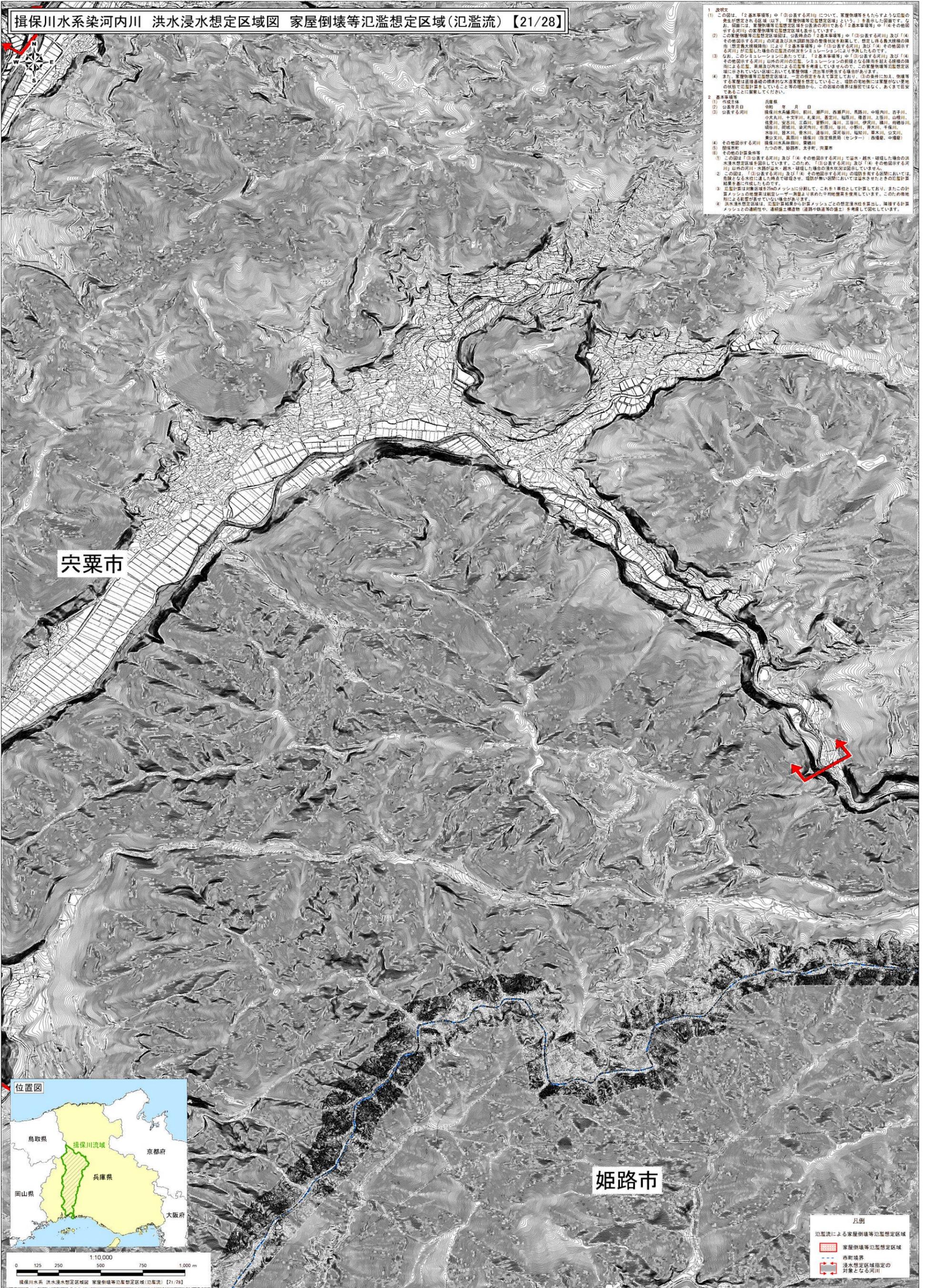


揖保川水系染河内川 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 【21/28】



- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」というものを表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏まえて、想定し得る最大規模の洪水(想定最大規模洪水)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの結果となる洪水を招く可能性のある氾濫、崩壊及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定をなして示されています。この条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の定水位には家屋がない等の状態で氾濫計算を行っていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- 作成主体 兵庫県
 - 公表年月日 令和 年 月 日
 - 公表する河川 揖保川水系高瀬川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬路川、中堀内川、古子川、小次丸川、十文字川、乳東川、富定川、福原川、樽巻川、上笠川、山崎川、住吉川、安芸川、三好川、菅野川、滝川、三好川、伊賀川、柳川、野越川、碓氷川、段原川、染河内川、引原川、谷川、小野川、齊木川、千保川、水谷川、菅木川、音水川、逢谷川、深谷川、福地川、藤木川、公文川、栗山川、栗山川、揖保川(指定河川センター)、西瀬川、中堀川
 - その他図示する河川 揖保川水系林田川、栗橋川
 - 除却対象 かつの市、姫路市、太子町、宍粟市
 - その他の計算条件等
- この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路等が洪水・越水・破壊した場合に氾濫していません。
 - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては氾濫させたとの氾濫計算結果を示しています。
 - 氾濫計算は対象区域を200メッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形等は航空レーザー測量より求めた平均地形図を使用しています。このため現地地形と異なる場合があります。
 - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、通称土構造物(道路や鉄道等の橋)を考慮して図化しています。



この図面は、姫路市長の承認を経て、姫路市基本地図(デジタル形式)(幅尺1/2500)デジタルマップを複製・加工したものである。この地図は、国土地理院長の承認を経て、同院発行の電子地形図(2500)を複製したものである。(承認番号:〇〇、第〇〇号)



宍粟市



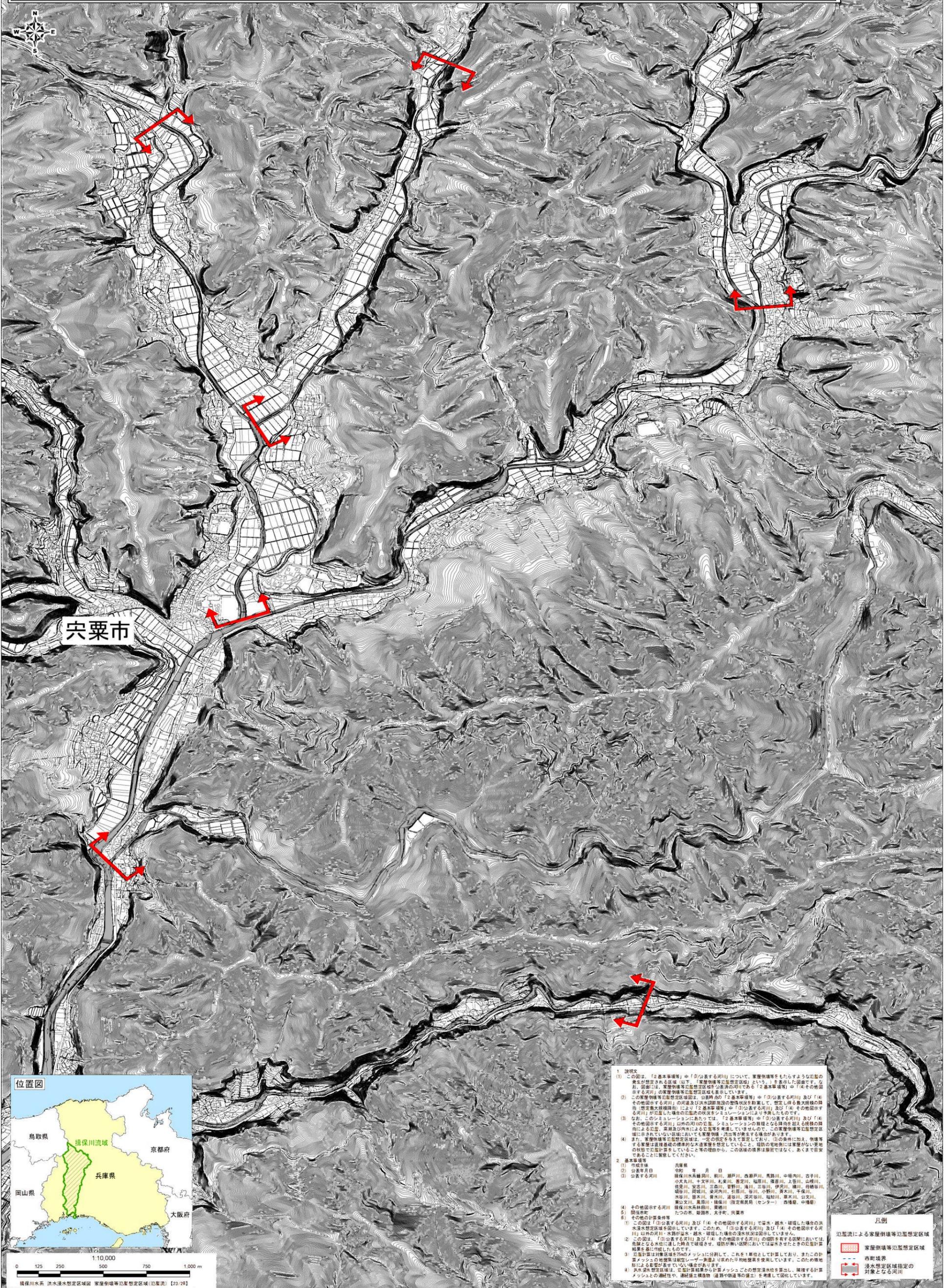
揖保川水系 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 【22/28】

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水浸水想定区域の整備状況を勘案して、想定する最大規模の洪水(想定最大規模洪水)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫状況のシミュレーションにより算出したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫によるシミュレーションの取捨となる取捨となる河川の取捨による氾濫、風潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定を基に算定したものであり、(1)の条件に加え、等標高とする家屋は正確な標高の標高的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態での氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密には家屋がない更地の状態に算定してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表の日 令和 年 月 日
 (3) 公表する河川 揖保川水系福知川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬路川、中瀬川、古子川、小次丸川、十文字川、乳突川、善定川、福原川、篠原川、上池川、山根川、佐野川、安芸川、三木川、西瀬川、瀬川、三木川、伊丹川、津川、母崎谷川、福谷川、岡城川、安河内川、引原川、谷川、小野川、美木川、千夜川、水谷川、穂木川、香木川、湯谷川、深河谷川、福知川、草木川、公文川、家公文川、黒川川、福知川(指定業務局(センター) 西瀬川、中瀬川)
 (4) その他図示する河川 揖保川水系林田川、粟津川
 (5) 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、宍粟市
 (6) その他主要施設等
 ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川、水防が洪水・越水・破壊した場合の浸水想定区域は示していません。
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防がある区域においては、危険となる水位に達した時点で堤防が壊れ、堤防が無い状態においては洪水をさせたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象区域をメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が定まらずに、氾濫計算結果がメッシュごとで想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続した構造物(道路や鉄道等の構造物)を考慮して図面化しています。

凡例
 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
 家屋倒壊等氾濫想定区域
 市町境界
 浸水想定区域指定の対象となる河川

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(2500)を複製したものである。(承認番号 〇〇、第〇〇号)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「①公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「④その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」の河況及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に「2基本事項等」中「①公表する河川」及び「④その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫状況のシミュレーションにより算出したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」以外河川の氾濫、分岐・合流の氾濫となる場合を想定し、河川間の氾濫による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の想定条件を定めて算出しており、①の条件に加え、等価とする家屋は基礎基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態を想定していること等の理由から、この区域の境界は断面ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表の日 令和 年 月 日
 (3) 公表する河川 揖保川水系揖保川、新川、瀬戸川、西瀬戸川、馬路川、中瀬川、古子川、小次丸川、十文字川、乳突川、福原川、篠原川、上池川、山根川、福谷川、宮田川、三宮川、御野川、海川、伊豆川、津川、御野川、御野谷川、城谷川、岡城川、安河内川、引原川、谷川、小野川、美木川、千夜川、水谷川、穂木川、豊水川、湯谷川、深河谷川、福知川、草木川、公文川、東公文川、黒原川、福原川、福原川（指定開発局（センター） 西瀬川、中瀬川）

(4) その他図示する河川 揖保川水系高杉川、栗原川
 (5) 関係市町村 たつの市、姫路市、太子町、宍粟市

3 その他計算条件等

(1) この図は「①公表する河川」及び「④その他図示する河川」で洪水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」以外の河川、水門が洪水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域は図示していません。

(2) この図は、「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」の河況を公表する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区域においては破堤させるときの氾濫計算結果に基づいて算出したものです。

(3) 氾濫計算は対象区域を90mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形等は縮尺レザー測量より求めた平均地形図を使用しています。このため微地形による影響が定まらない場合があります。

(4) 水かさ想定区域は、社会計画部から得たメッシュごとの想定水位を算出し、関係する計算メッシュとの高低差や、堤防・二級道路（道路や鉄道等の道）を考慮して図示しています。

凡例

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
 家屋倒壊等氾濫想定区域
 市町境界
 洪水浸水想定区域指定の河川

